

説明資料

(金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理)

金融審議会総会
令和5年3月2日

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次中間整理 概要

環境変化に対応し、金融・資本市場における利用者の利便向上と保護を図ることにより、円滑な資金供給による持続的な経済成長を実現するとともに、家計による適切な金融商品の選択を通じて経済成長の成果を還元させる、「成長と分配の好循環」を実現

市場インフラの機能強化

- 私設取引システム(PTS)のオークション方式に係る売買高上限(取扱銘柄全体で取引所対比1%)の緩和
- 株式公開買付け(TOB)5%ルール(注1)の適用について、「取引所の立会外取引」と「それに類似するPTS取引」の整合性確保
- 取引所とPTSのティック・サイズ(呼値の刻み幅)の適切な設定
- 投資単位の大きい上場会社株式の投資単位の引下げ促進

スタートアップ企業等への円滑な資金供給

- スタートアップ企業等の非上場株式について、特定投資家向けにPTSにおいて取扱い可能とするための制度整備
- ベンチャーキャピタル(VC)ファンドが保有する非上場株式について、取得原価等による評価から公正価値による評価への移行を促進
- 新規公開(IPO)に必要な期間の短縮に向けた株式の振替制度の整備
- ダイレクトリスティング(注2)の利用円滑化

その他の環境整備

- トークン化された不動産特定共同事業契約(出資を募って不動産の売買・賃貸を行い、その収益を分配するもの)に対し、金融商品取引法の販売・勧誘規制等を適用
 - 金融商品取引業者の営業所に掲示する標識について、インターネットで同内容の情報公表を義務付け
- ※銀証ファイアーウォール規制については引き続き検討

(注1)市場外において60日間で10名超の者から株券等の買付け等を行った後における株券等所有割合が5%を超える場合、公開買付けを求めるもの

(注2)発行者が、証券会社による引受けを伴わずに直接取引所に新規上場する方式